

臨時代理議決

令和5年11月29日

第44号議案

令和5年12月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙
のとおり報告します。

令和5年12月19日

教育長 前川 明範

別 紙

令和 5 年 12 月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する
意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、
令和 5 年 11 月 27 日付け 5 財第 121 号で意見を求められました令和 5
年 12 月府議会定例会に提出される当委員会関係議案に対する意見は、
下記のとおりであります。

記

- 1 子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例
制定の件
異議ありません。
- 2 損害賠償請求控訴事件に係る和解の件
異議ありません。

令和5年 月 日
京都府議会定例会議案

令和5年 京都府議会定例会議案目次

第1号議案	令和5年度京都府一般会計補正予算（第5号）	1
第2号議案	子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例制定の件	3
第3号議案	京都府立都市公園条例一部改正の件	11
第4号議案	旧総合資料館敷地暫定活用事業契約締結の件	13
第5号議案	一般国道429号道路新設改良工事請負契約締結の件	15
第6号議案	府道綾部宮島線道路新設改良工事請負契約締結の件	17
第7号議案	府道浜丹後線道路新設改良工事請負契約締結の件	19
第8号議案	府道向島宇治線道路新設改良工事委託契約変更の件	21
第9号議案	京都府宇治警察署庁舎新築工事請負契約変更の件	23
第10号議案	貸金返還請求事件に係る和解の件	25
第11号議案	当せん金付証券発売の件	27
第12号議案	関西広域連合規約変更に関する協議の件	29

第 2 号 議 案

子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例制定の件

子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例を次のように定める。

令和 5 年 1 2 月 4 日 提 出

京 都 府 知 事 西 脇 隆 俊

子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例

我が国には、地域の子育て世代同士が集まって悩みを話し合ったり、地域の人にこどもの面倒を見てももらったりするなど、社会全体でこども及び保護者等を温かく見守り、支える文化が存在している。

しかし、近年、核家族化や地域の絆の希薄化その他の諸情勢の変化により、こどもや子育て世代の孤立化及び孤立化が進んでいるほか、我が国の構造的課題である人口減少及び少子化は、深刻さを増している。

こうした状況において、家庭での養育を基本としつつ、社会全体でこどもを育て、子育てに伴う喜びや苦勞、負担を分かち合うという、京都のこどもを育てる新たな文化を創造することにより、こどもや子育て世代をはじめ、全ての人にとって暮らしやすい社会を実現していかなければならない。

このような認識の下に、子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組に関する基本理念を定め、社会を構成する各主体の責務及び役割を明らかにするとともに、それらの主体の一体となった取組により、子育て環境日本一・京都の実現を図るため、この条例を制定する。

(定義)

第1条 この条例において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この条例において「保護者等」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 父母その他の保護者

(2) 妊産婦又はその配偶者等であって、前号に掲げる者となるもの

3 この条例において「子育て世代」とは、18歳以上の者のうち、子どもを養育している者が多い世代の者（その他の者であって、保護者等であるものを含む。）をいう。

4 この条例において「子育て環境日本一・京都の実現」とは、京都府域において、社会全体で子ども及び保護者等を温かく見守り、支えるとともに、子育ての喜び、苦勞及び負担を分かち合うことができる子育ての新たな文化を創造することにより、子ども及び子育て世代をはじめとする全ての人のために暮らしやすい社会が実現することをいう。

5 この条例において「学校等」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定子ども園その他子どもの教育、保育、養護等を行うものをいう。

6 この条例において「子育て支援団体等」とは、次に掲げる事業（以下「子育て支援等」という。）を行う法人その他の団体をいう。

(1) 妊娠及び出産並びに子育てに関する相談、情報提供その他の支援を行う事業

(2) 結婚することを望む者に対し、出会い及び結婚に関する相談、情報提供その他の支援を行う事業

7 この条例において「子育てにやさしいまちづくり」とは、子ども及び保護者等が利用する施設又は設備の整備並びに子育て支援の取組を通じた、子育て世代が安心して子どもを生むこと及び子どもを育てること並びに子どもが健やかに育つことができる地域環境を整備するためのまちづくりをいう。

（基本理念）

第2条 子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組は、子ども基本法（令和4年法律第77号）第3条に定める基本理念を踏まえつつ、次に掲げる事項を基本として推進されなければならない。

(1) 全ての子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、並びに子ども及び子育て世代が孤独・孤立の状態（孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）第1条に規定する孤独・孤立の状態をいう。以下同じ。）になることがないよう、社会全体で子ども及び子育て世代を温かく見守り、支えること並びに府民、学校等、事業者、子育て支援団体等その他の社会を構成する多様な主体（以下「府民等」という。）による支援の取組が自主的かつ自律的に行われること。

(2) 府民一人ひとりの結婚及び子どもを持つことに対するそれぞれの意思が尊重され、多様な選択肢の中から、その希望が成就されるよう、地域の特性を踏まえつつ、出会い、結婚、妊娠、出産、子育て、子どもの保育及び教育その他の各段階並びにこれらの各段階にある就労の状況（以下「各ライフステージ」という。）に応じた支援が切れ目なく行われること。

(3) 府、国、市町村及び府民等の適切な役割分担並びに効果的な連携及び協働の下に、保健、医療、福祉、雇用、住宅、教育等に関する取組が総合的に行われること。

(府の責務)

第3条 府は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子育て環境日本一・京都の実現に向けて、総合的かつ積極的に必要な施策を実施するものとする。

2 府は、前項の施策の実施に当たっては、国、市町村及び府民等と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 府は、子育て環境日本一・京都の実現に向けて、地域の特性に応じた取組を推進するため、市町村に対し必要な情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(保護者等の責務)

第4条 保護者等は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識するとともに、各ライフステージに応じて府、国、市町村及び府民等による支援を活用しつつ、その養育する子どもを心身ともに健やかに育てるものとする。

(府民の役割)

第5条 府民は、基本理念にのっとり、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。以下同じ。）を築くこと、子どもを生むこと及び子どもを育てることに對する関心と理解を深めるよう努めるとともに、子どもの健やかな育成のための取組並びに子ども及び子育て世代に対する各ライフステージに応じた必要な支援を行う取組の実施に、積極的に努めるものとする。

2 府民は、前項に定めるもののほか、府が実施する子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組に協力するよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第6条 学校等は、基本理念にのっとり、子どもが社会の変化を前向きに捉えて主体的に行動し、より良い社会と幸福な人生を創り出すことができる人

となるような取組の実施に、積極的に努めるものとする。

- 2 学校等は、基本理念にのっとり、子育てにおいて家庭の果たす役割及びその重要性並びに医学的知見に基づく妊娠及び出産に関する知識の普及に努めるとともに、子どもが自らの人生設計（自らの夢や希望の実現を図るために各ライフステージを踏まえた計画を立てることをいう。）を考える機会及び乳幼児との触れ合いその他の子育てを体験する機会等の提供の取組を通じて、家庭を築くこと、子どもを生むこと及び子どもを育てることに對する関心と理解を深められるよう努めるものとする。

- 3 学校等は、前2項に定めるもののほか、府が実施する子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組に協力するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭を築くこと、子どもを生むこと及び子どもを育てることに對する関心と理解を深めるとともに、子どもの健やかな育成のための取組並びに子ども及び子育て世代に對する各ライフステージに応じた必要な支援を行う取組の実施に、積極的に努めるものとする。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、労働者を雇用する事業主として、労働者の職業生活と家庭生活との両立に向け、労働者の希望に応じた多様な働き方の実現に資するよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

- 3 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、保護者等の子育て及び子どもの健やかな育成を助け、並びに子ども及び子育て世代が孤独・孤立の状態になることの防止並びに子育てに関する負担又は不安の緩和に資するものとなるよう、その製品又は役務の開発及び販売又は提供に、積極的に努めるものとする。

- 4 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動のために設置し、又は管理する施設又は設備が、保護者等が子どもとともに利用し、又は子どもだけで利用されるものであるときは、それらの利用の態様及び利用者の特性に応じて、子ども及び保護者等の移動上又は施設若しくは設備の利用上の利便性及び安全性を向上させるために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 5 事業者は、前各項に定めるもののほか、府が実施する子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組に協力するよう努めるものとする。

（子育て支援団体等の役割）

第8条 子育て支援団体等は、基本理念にのっとり、子ども及び子育て世代に對し、各ライフステージに応じた子育て支援等について、積極的な実施に

努めるものとする。

- 2 子育て支援団体等は、前項の取組の実施に当たっては、府民及び事業者の子育て支援等に対する関心と理解が深められるよう努めるものとする。
- 3 子育て支援団体等は、前2項に定めるもののほか、府が実施する子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第9条 府は、国、市町村及び府民等と連携し、及び協働して、各ライフステージに応じた必要な支援等、子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組を推進するための体制を整備するものとする。

(子育てにやさしいまちづくり推進計画の認定等)

第10条 知事は、市町村が子育てにやさしいまちづくりの推進を図るための計画を策定した場合において、当該計画が基本理念に適合すると認めるときは、当該市町村の長の申出に基づき、当該計画を子育てにやさしいまちづくり推進計画として認定することができる。

- 2 前項の認定の手続その他必要な事項は、知事が別に定める。

- 3 府は、第1項の認定を受けた計画に基づく子育てにやさしいまちづくりの推進を図るために必要な経費に対して、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。

(特例子育て世帯の居住の用に供する家屋等の取得に対する不動産取得税の不均一課税)

第11条 特例子育て世帯（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が属する世帯（規則で定める世帯に限る。）をいう。以下同じ。）の世帯主その他の特例子育て世帯に属する者のうち規則で定める者が特例適用住宅等（京都府府税条例（昭和25年京都府条例第42号）第43条の2の2第1項若しくは第3項の規定の適用を受ける住宅の取得における当該住宅又は同条例第43条の10第1項若しくは第2項の規定の適用を受ける土地の取得における当該土地をいう。以下同じ。）の取得をした場合において、当該取得（以下この項において「特例適用住宅等取得」という。）の日から1年以内に当該特例子育て世帯に属していた者のうち規則で定める者（以下この項において「特例適用住宅等取得時間係世帯員」という。）の全てが当該特例適用住宅等に居住することとなり、かつ、当該居住の日において当該特例適用住宅等取得をした特例適用住宅等取得時間係世帯員の属する世帯（当該世帯に属する者のうちに特例適用住宅等取得時間係世帯員以外の者があるときは、これらの者は当該世帯に属していないものとみなす。）が特例子育て世帯に該当するときは、当該特例適用住宅等取得に対して課する不動産取得税の税率は、同条例の特例として、同条例第43条の3の規定にかかわらず

ず、同条に定める税率に、2分の1を乗じて得た率とする。

2 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請し、知事の確認を受けなければならない。

3 前項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。

(1) 前項の規定による申請がなされた日において、府税を滞納しているとき。

(2) 前項の規定による申請に際して、虚偽の申請をしたとき。

(きょうと育児の日)

第12条 府民等の間に広く子育ての意義、子育てにおいて家庭及び社会が果たす役割並びにその重要性、社会全体でこども及び保護者等を温かく見守り、支えること並びに職業生活と家庭生活との両立を図ることについての認識を深めるとともに、家族との触れ合いを推進するため、きょうと育児の日を設ける。

2 きょうと育児の日は、毎月19日とする。

3 府は、きょうと育児の日にふさわしい行事の実施をする府民等の支援に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第13条 府は、子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(財政上の措置)

第14条 府は、子育て環境日本一・京都の実現に向けた施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(規則への委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び第7項の規定は、公布の日から施行する。

(京都府子育て支援条例及び京都府少子化対策条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 京都府子育て支援条例（平成19年京都府条例第39号）

(2) 京都府少子化対策条例（平成27年京都府条例第54号）

（少子化対策基本計画の廃止）

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に定められた京都府少子化対策条例第11条第1項に規定する少子化対策基本計画であって、その計画期間が施行日以後に終わるものとされたものがあるときは、当該計画は、施行日の前日限り廃止する。

（経過措置）

4 次に掲げる規定に規定する実施状況であって施行日前の実施に係るものの公表については、なお従前の例による。

(1) 附則第2項第1号の規定による廃止前の京都府子育て支援条例（以下「旧子育て支援条例」という。）第8条第6項

(2) 附則第2項第2号の規定による廃止前の京都府少子化対策条例（以下「旧少子化対策条例」という。）第11条第6項

5 別段の定めがあるものを除き、この条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 施行日前に取得された旧少子化対策条例第26条に規定する特例適用住宅等に対して課する不動産取得税については、同条及び旧少子化対策条例附則第2項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「（多子世帯）」とあるのは「（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあ
る者が3人以上属する世帯）」と、同項中「第26条」とあるのは「子育て環境日本一・京都の実現に向けた取組の推進に関する条例（令和 年京都府条例第 号）附則第6項の規定によりなおその効力を有することとされた同条例附則第2項第2号の規定による廃止前の京都府少子化対策条例第26条」とする。

7 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例の一部改正）

8 京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例（平成18年京都府条例第46号）の一部を次のように改正する。

目次及び第3章第2節の節名中「の組織及び運営」を削る。

第32条を次のように改める。

(幼保連携型認定こども園に関する審議会)

第32条 法第25条の規定により、京都府社会福祉審議会に同条に規定する事項を調査審議させる。

(京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 施行日前に前項の規定による改正前の京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例第32条の規定により旧京都府子育て支援審議会(旧子育て支援条例第21条の規定により設置されていた京都府子育て支援審議会をいう。以下この項において同じ。)に調査審議を行わせていた就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項又は第22条第2項に規定する意見の聴取に係る事項(以下この項において「諮問事項」という。)でこの条例の施行の際当該聴取に係る意見が述べられていないものは、諮問事項について前項の規定による改正後の京都府認定こども園の認定等の要件等に関する条例第32条の規定により京都府社会福祉審議会に調査審議を行わせているものとみなし、諮問事項について旧京都府子育て支援審議会が行った調査審議の手続は、京都府社会福祉審議会が行った調査審議の手続とみなす。

令和 5 年 月 12
京都府議会定例会議案 (続き)

令和5年
12月

京都府議会定例会議案（続き）目次

第13号議案	損害賠償請求控訴事件に係る和解の件	1
--------	-------------------	---

第13号議案

損害賠償請求控訴事件に係る和解の件

京都府立北稜高等学校における自転車競技部活動中の交通事故に係る損害賠償請求控訴事件について、次のとおり和解する。

令和5年12月4日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 事 件 名 大阪高等裁判所令和5年（ネ）第529号損害賠償請求控訴事件

2 和 解 の 内 容 (1) 一審被告（京都府）は、一審原告ら（宮本涼平及び宮本一成）に対し、本件和解金として、既払金のほかに金9,000万円の支払義務があることを認める。

(2) 一審被告は、一審原告らに対し、(1)に定める金員を、令和6年2月13日までに支払う。

(3) 一審原告（宮本涼平）は、一審被告に対し、一審被告が京都地方裁判所令和5年（モ）第58号強制執行停止決定申立事件について供託した担保（京都地方法務局令和4年度金第5175号）の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。

(4) 一審原告（宮本一成）は、一審被告に対し、一審被告が京都地方裁判所令和5年（モ）第58号強制執行停止決定申立事件について供託した担保（京都地方法務局令和4年度金第5176号）の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。

(5) 一審原告らは、その余の請求を放棄する。

(6) 一審原告ら及び一審被告は、一審原告らと一審被告との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用は、第1及び2審とも各自の負担とする。

3 和 解 の 相 手 方 宮 本 涼 平

第13号議案 損害賠償請求控訴事件に係る和解の件

宮本一成

4 和解の方法 民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条の規定による和解